

不用品回収業者にご注意ください

市の許可を受けていない業者が、粗大ごみや家電リサイクル該当品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機）の処分について拡声器での呼びかけや、ポストへ広告の投かんを行っています。処理料金に相当する金銭を受領して不用品を回収するためには市の許可が必要です。また、無料などとうたっているにもかかわらず、高額な料金を請求される場合もありますので、「注意ください。」

秋の谷戸沢処分場 自然観察ガイドツアー

平成10年にごみの埋め立てが終了し、自然が順調に回復している秋の谷戸沢処分場の様子を見学しませんか。

今年も立川から出発するバスツアーを開催します。

日時 10月21日（土） 午前9時30分集合〜午後4時解散（予定）

行き先 谷戸沢処分場（日の出町）

集合・解散場所 立川北口公園付近（JR立川駅北口徒歩約7分）

対象 多摩地域在住・在勤・在学者

※小学生以下は保護者同伴

定員 50人（抽選）

費用無料

持ち物 弁当、飲み物

申し込み 9月29日（必着）までにハガキに「谷戸沢ガイドツアー参加希望」、参加希望者全員の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、携帯電話番号（お持ちの方）、通勤・通学先（多摩地域にお住まいでない方のみ）を記入し、〒190-0181 西多摩郡日の出町大字大久

フードドライブを実施します

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、集められた食べ物をフードバンク等に寄付する活動です。家庭に眠っている食品で「もったいない」を「ありがとう」に変えてみませんか？

次の日程で実施しますので、ぜひお持ちください。

日時 9月15日（金）～20日（水） 午前8時30分～午後5時

※土曜日、祝日を除く

※17日（日）は午前10時～午後4時にお～ちゃんフェスタ2017会場（市役所）で受け付け

会場 清掃リサイクル課（市役所3階）

対象食品 缶詰（肉、魚、野菜、果物など）、インスタント食品、レトルト食品、嗜好品（インスタントコーヒーなど）、乾物（乾麺、海藻など）、乳幼児食品、調味料、お菓子

※いずれも冷凍・冷蔵食品を除く

食品の条件 次のすべての条件を満たすもの

- ①未開封で包装や外装が破損していないもの
- ②賞味期限が明記されており、それが1か月以上あるもの
- ③びん詰めの食品ではないもの
- ④包装や外装を他のものに移し替えていないもの
- ⑤生鮮食品以外のもの

※賞味期限のない塩や砂糖などは、①③④の条件を満たしていれば対象です。

注意事項

- ▷受け取りの際に、種類や条件等を確認します。
- ▷お持ちいただいた食品の種類や状態によっては、お持ち帰りいただく場合があります。

問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



△前回のフードドライブで集まった食品

市で収集できないごみについて

市の廃棄物処理施設では適正な処理等が困難なため、収集できないものがあります。

処理する場合は、購入した販売店、廃棄物処理業者または青梅資源リサイクル事業協同組合（33・9221）へお問い合わせください。なお、処理費用については、直接業者に確認ください。

市で収集・処理できないもの

- ①自動車、オートバイおよびその部品など（本体、タイヤ、バッテリー、ホイール、マフラー、シートなど）
- ②建築廃材（畳、1坪を超える物置、瓦、タイル、浴槽、風呂がま、便器、ソーラーシステムなど）
- ③農業用具（農機具、農業

9月10日は下水道の日 「げすいどうみずのみらいをまもるみち」



下水道の日とは、日本の下水道の全国的普及を図るため、昭和36年から「全国下水道促進デー」として始まりました。その後、21世紀の始まりとなる平成13年に、旧下水道法が制定されてからちょうど100年を迎えたことから、より親しみやすい「下水道の日」に変更されました。

市の下水道の状況は

下水道事業は、昭和47年の着手から、皆さんのご協力のもと着実に整備が進んでいます。

汚水の整備状況は、市街化区域を中心に2,379haの範囲を下水道処理計画区域と定め、面積普及率は、90・2％となっています。

また、9月10日は、立春から数えて220日目にあたる「二百二十日」と呼ばれ、大きな台風が危惧される時期

下水道が整備された地域の皆さんには、早期に下水道へ接続いただきますようお願いいたします。

市の下水道は、汚水と雨水を別々に排除、処理する分流式を採用しています。が、何らかの原因で汚水下水道管に雨水が流れ込み、近年の集中的な大雨では下水道が排除しきれず溢れてしまう恐れも出ています。原因を調査していくとともに、管きよや公共マスの破損か所などの修繕を進めていきますが、下水道を使用している皆さんも、汚水マスの雨水が流れ込まないようにご協力をお願いします。

公共下水道を

お使いの方へ

下水道を使用している方で下水道排水設備を撤去した場合や、井戸または簡易水道を使用している方で使用を中止する場合など、使用状況に変更がありましたら中止届の提出をお願いします。

使用を中止したにもかかわらず、その届け出がないと下水道使用料金がかかりますので、速やかに届け出てください。

悪質な宅地内排水管

清掃業者にご注意を

「宅地内の汚水ますを点検させていただきます」と言っ

多摩の森林再生事業を実施しています

市では、荒廃が進むスギ・ヒノキの人工林の再生に向けて、都からの委託を受け、森林所有者と協定を結び、都の費用負担で間伐を行う多摩の森林再生事業を実施しています。

◇スギ・ヒノキの人工林所有者へ

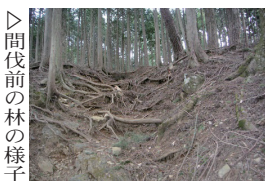
間伐の方法や都との協定内容など、関心のある方は、

対象 多摩の森林再生事業実施経験のある林業事業者等

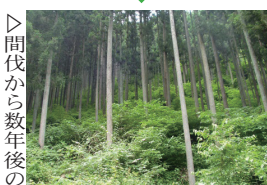
選考方法 書類審査

申し込み 市ホームページからダウンロードまたは農林課林務係（市役所3階）で配布の申請書に必要事項を記入し、直接同課へ

※土・日曜日、祝日を除く
問い合わせ 農林課林務係



◆草が育たず、土壌が流出してしまいます。



◆草が育ち、土壌の流出が抑えられるようになります。

都環境局提供